

# 青少年の健全育成対策等の推進について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、文部科学省、  
国家公安委員会、警察庁

京都府では、非行や社会的ひきこもり等、困難を抱える青少年について、関係機関が連携し、先進的な取組を実施しているところであり、こうした取組をさらに充実していけるよう、以下の検討をお願いいたします。

## 京都府からの提案

### 1 青少年の健全育成に係るセーフティネットの仕組みの構築

子ども・若者育成支援推進法で、子ども・若者育成支援施策の策定・実施が国の責務とされていることにより、青少年の健全育成について国家戦略として省庁横断的に取り組むとともに、以下の京都府におけるモデル的な取組に対して支援を行っていただきたい。

※子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

（国の責務）

第 3 条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ○ 非行少年等の立ち直り支援制度

再犯防止のため、全国初の取組として京都府において独自に取り組んでいる学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関が一体となった寄り添い型の立ち直り支援体制（就労支援を含む。）の取組について、国の予算措置がないため、継続的・安定的に実施できるよう、必要な予算を国において確保していただきたい。

#### ○ 青少年の社会的ひきこもり対策制度

京都府が実施するひきこもり初期から就労自立期に渡る先進的かつ有意義なスキームを継続的・安定的に実施できるよう支援し、就労自立が確実に達成できるよう、平成 25 年度の緊急雇用対策基金終了後も「ステップアップ雇用支援事業」の実施に必要な予算を国において確保していただきたい。

#### ○ 地域防犯力の充実・強化

犯罪が低年齢化する中、地域における少年非行対策、自主防犯活動等に携わる様々な団体・組織への府民の参加促進やその活性化を図ることが重要であり、これらの取組を推進するための警察官等の人的体制の拡充を図っていただきたい。

○ **家庭教育の支援の充実**

子どもの心身の健全な育成のために重要な役割を担っている**家庭教育力を高める取組**として京都府が実施する、家庭等と連携し、児童生徒の生活習慣の確立と学習習慣の定着を図る「**まなび・生活アドバイザー**」(スクールソーシャルワーカー活用事業対象事業)の補助(国庫補助1/3以内)について、都道府県の計画が確実に実施できるよう、**必要な財政措置**を講じていただきたい。

○ **学校部活動等への外部人材の活用**

部活動の学校教育活動としての意義や役割が高まる中で、教員のみで専門的な指導を行うことには限界があるため、**外部指導者派遣について、中学校及び高等学校で必要としている部活動のすべてに派遣が可能となるよう、十分な予算(国庫委託10/10事業：運動部活動地域連携再構築事業)**を確保していただきたい。

**2 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正**

○ インターネット上の児童ポルノの閲覧等の規制については、地域を越えた対応が求められるため、単純所持規制などを盛り込んだ**法改正**を行い、**児童ポルノ根絶に向けた取組を強化**していただきたい。

**3 高校生等への修学支援対策の継続**

○ 今年度から3年間の継続実施がされた**高校生修学支援基金事業**は、家庭への経済的負担の解消に大きな役割を果たしており、依然として厳しい雇用経済情勢に鑑み、経済的理由により学業継続が断念されることのないよう、**恒久的な支援制度**としていただきたい。

○ また、**公立高校の授業料無償化制度**についても、**同様に恒久的な支援制度**としていただきたい。

**京都府の現状・課題等**

◆ **京都府内の少年非行等の状況**

- (1) 刑法犯で検挙された少年の人口比(千人中)
- |     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 23年 | 15.5人 | (全国ワースト1位) |
|-----|-------|------------|
- (2) 再犯者率
- |     |       |            |
|-----|-------|------------|
| 23年 | 38.1% | (全国ワースト3位) |
|-----|-------|------------|

◆京都府における非行少年等の立ち直り支援制度の概要

(1) 非行少年等「立ち直り支援チーム」の創設（平成 24 年度）

- ・ 非行少年等に対する立ち直り支援の中核機関として、学校や警察に加え、家庭裁判所等とも緊密に連携し、「立ち直り支援チーム」を福祉の相談機関である「家庭支援総合センター」内に創設
- ・ 支援コーディネーターを中心に関係機関が連携した「サポートチーム」を結成し、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、多様な体験活動を通して立ち直りを支援

※このような家庭裁判所を含んだ幅広い関係機関が一体となって寄り添い型で立ち直りを支援する体制は、京都方式といえる全国初の取組

(2) 「非行少年立ち直り支援ネットワーク推進会議」の設置（平成 24 年度）

- ・ 関係機関（児童相談所、警察、学校、京都市、京都家庭裁判所等）が一体となった効果的な立ち直り支援が推進できるよう、関係機関相互の情報共有、意見交換を実施し、関係機関のネットワーク体制を構築

◆京都府における青少年の社会的ひきこもり対策（主な制度）

(1) チーム絆事業（平成 20 年度：本庁チーム設置、21 年度～：府内全域展開）

- ・ 専門スタッフ（臨床心理士等）がひきこもり初期の青少年を訪問し、社会的自立を支援（財源：セーフティネット支援対策等事業費補助金、緊急雇用対策基金（平成 24 年度終了））

(2) 職親事業（平成 18 年度～）

- ・ ひきこもりを理解し、就労体験の機会を提供できる事業所を「職親」として公募し、登録（平成 24 年 3 月現在：114 事業所）。「職親」の下で、1 日～1 月程度（最大 6 か月延長可）の就労体験を実施

(3) ステップアップ雇用支援事業（平成 23 年度～）

- ・ 回復期の青少年の適応状況に応じて、企業等への雇用委託方式により段階的に就労時間を増加する等により常用雇用につなげる（財源：緊急雇用対策基金）

◆依然として厳しい治安情勢

刑法犯の認知件数は平成 14 年をピークに減少傾向にあるものの、治安が良好と考えられていた昭和 40 年代を大きく超える水準

項目 \ 年	昭和49年	平成23年	昭和49年対比
認知件数	28,413件	37,814件	9,401件 (33.1%)
重要犯罪	240件	296件	56件 (23.3%)

※ 重要犯罪～殺人、強盗、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

※ 全刑法犯中、街頭犯罪の占める割合～51.5%（平成 23 年）

◆家庭教育支援事業

○まなび・生活アドバイザー 配置状況等

家庭や福祉関係等の機関と連携し、児童生徒の生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るため、府内の小・中学校に配置

	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	15 校	20 校
中学校	18 校	18 校

まなび・生活アドバイザー（国：スクールソーシャルワーカー）については、国庫補助が 1/3 以内となっているが、確実に財源を確保することが必要

◆ 京都府の学校部活動への外部指導者派遣状況等

(1) 派遣状況

	中 学 校	高 等 学 校
平成 21 年度	100 校中 62 校 96 部に派遣	46 校中 27 校 52 部に派遣
平成 22 年度	99 校中 56 校 56 部に派遣	46 校中 28 校 48 部に派遣
平成 23 年度	99 校中 53 校 53 部に派遣	46 校中 29 校 52 部に派遣

※ 必要としている全ての学校への派遣や、指導回数が増、派遣部数（原則 1 校 1 部）の増についての要望に応えられていない。

(2) 事業成果（平成 23 年度）

	中 学 校	高 等 学 校
部活動指導に係る顧問の物理的、精神的負担が軽減された	69.2 %	95.8 %
生徒が、より活動するようになった	96.2 %	97.9 %
熱心に活動するようになり、競技力の向上が見られる	88.7 %	97.9 %
保護者や地域から好評を得ている	32.1 %	95.8 %

◆ 「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」の制定

- ・ 平成 23 年 10 月 14 日に条例施行
- ・ 単純所持規制等の児童ポルノの被害から児童を守るための規制については、平成 24 年 1 月 1 日に施行

【京都府の担当部局】

府民生活部	青少年課	075-414-4301
教育庁	指導部 学校教育課	075-414-5840
	高校教育課	075-414-5846
	保健体育課	075-414-5861
	社会教育課	075-414-5884
警察本部	総務部 会計課	075-451-9111 (内線 2245)